

改正後	改正前
ロ（省略） (3)。ただし、納税義務者の選択により、Lを0.50として(2)の算式により計算した金額によって評価することができる。 （類似業種比準価額） 180。 $A \times \left[\frac{\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} \times 3 + \frac{\textcircled{D}}{D}}{5} \right] \times 0.7$ <u>上記算式の適用に当たっては、次による。</u> (1) <u>上記算式中の「A」、「$\textcircled{B}$」、「$\textcircled{C}$」、「$\textcircled{D}$」、「B」、「C」及び「D」は、.</u> (注) <u>類似業種比準価額の計算に当たっては、$\textcircled{B}$、$\textcircled{C}$及び$\textcircled{D}$の金額が183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))により1株当たりの資本金の額を50円とした場合の金額として計算することに留意する。</u> (2) <u>上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社の株式を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。</u> (3) <u>上記算式中的$\textcircled{C}$の金額が0の場合には、分母の「5」は「3」とする。</u>	ロ（同左） (3)。ただし、納税義務者の選択により、Lを0.50として(2)の定めにより評価することができる。 （類似業種比準価額） 180。 $A \times \left[\frac{\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D}}{3} \right] \times 0.7$ <u>上記算式中の「A」、「$\textcircled{B}$」、「$\textcircled{C}$」、「$\textcircled{D}$」、「B」、「C」及び「D」は、.</u> (注) <u>類似業種比準価額の計算に当たっては、$\textcircled{B}$、$\textcircled{C}$及び$\textcircled{D}$の金額が183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))により1株当たりの資本金の額を50円とした場合の金額として計算することとされているので、評価会社の1株当たりの資本金の額が50円以外の金額であるときには、上記算式によって計算した価額を評価会社の株式の1株当たりの資本金の額に相当する価額に修正することになるのであるから留意する。</u>

改正後

(評価会社の事業が該当する業種目)

181-2取引金額の割合 (以下この項において「業種目別の割合」という。)。

(1)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
製粉業	35 %
飼料製造業	25 %
不動産賃貸業	20 %
サービス業	20 %

(35 % + 25 %) > 50 %

(評価会社の事業が該当する業種目)

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	中 分 類	小 分 類
製造業	食料品製造業	製粉業
	飼料製造業	飼料製造業
～ (中 略) ～		
その他の食料品製造業		

(2)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
毛紡績業	45 %
衣服・その他の繊維製品製造業	30 %
サービス業	25 %

(45 % + 30 %) > 50 %

(評価会社の事業が該当する業種目)

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	中 分 類	小 分 類
製造業	繊維工業	毛紡績業
	化学繊維紡績業	化学繊維紡績業
その他の繊維工業		
染色整理業		
その他の繊維工業		
衣服・その他の繊維製品製造		

改正前

(評価会社の事業が該当する業種目)

181-2取引金額の割合 (以下、この項において「業種目別の割合」という。)。

(1)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
製粉業	35 %
飼料製造業	25 %
不動産賃貸業	20 %
サービス業	20 %

(35 % + 25 %) > 50 %

(評価会社の事業が該当する業種目)

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	中 分 類	小 分 類	番号
製造業	食料品製造業	製粉業	6 7 8
	飼料製造業	飼料製造業	
～ (中 略) ～			14
その他の食料品製造業			

(2)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
毛紡績業	45 %
衣服・その他の繊維製品製造業	30 %
サービス業	25 %

(45 % + 30 %) > 50 %

(評価会社の事業が該当する業種目)

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類	中 分 類	小 分 類	番号
製造業	繊維工業	毛紡績業	15 16 17 18 19 20 21
	化学繊維紡績業	化学繊維紡績業	
その他の繊維工業			15 16 17 18 19 20 21
染色整理業			
その他の繊維工業			
衣服・その他の繊維製品製造			

(3)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
水 運 業	45 %
港 湾 運 送 業	25 %
不動産賃貸業	30 %

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類		
中 分 類		
小 分 類		
不 動 産 業	業	
不 動 産 賃 貸 業	業	
～（後 略）～		
運 輸 ・ 倉 庫 業	業	
～（中 略）～		
水 港 湾 運 送 業	業	
～（中 略）～		
そ の 他 の 運 輸 業	業	
倉 庫		

(30 %)

(45 % + 25 %)
> 50 %

(評価会社の事業が
該当する業種目)

(4)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
水 運 業	45 %
倉 庫 業	25 %
不動産賃貸業	30 %

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類		
中 分 類		
小 分 類		
不 動 産 業	業	
不 動 産 賃 貸 業	業	
～（後 略）～		
運 輸 ・ 倉 庫 業	業	
～（中 略）～		
水 港 湾 運 送 業	業	
～（中 略）～		
そ の 他 の 運 輸 業	業	
倉 庫		

(30 %)

(45 % + 25 %)
> 50 %

(評価会社の事業が
該当する業種目)

(3)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
水 運 業	45 %
港 湾 運 送 業	25 %
不動産賃貸業	30 %

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類			番号
中 分 類			
小 分 類			
不 動 産 業	業		97
不 動 産 賃 貸 業	業		98
～（後 略）～			
運 輸 ・ 倉 庫 業	業		101
～（中 略）～			
水 港 湾 運 送 業	業		104
～（中 略）～			105
そ の 他 の 運 輸 業	業		107
倉 庫			108

(30 %)

(45 % + 25 %)
> 50 %

(評価会社の事業が
該当する業種目)

(4)。

○ 評価会社の業種目と業種目別の割合

業 種 目	業種目別の割合
水 運 業	45 %
倉 庫 業	25 %
不動産賃貸業	30 %

○ 類似業種比準価額計算上の業種目

大 分 類			番号
中 分 類			
小 分 類			
不 動 産 業	業		97
不 動 産 賃 貸 業	業		98
～（後 略）～			
運 輸 ・ 倉 庫 業	業		101
～（中 略）～			
水 港 湾 運 送 業	業		104
～（中 略）～			105
そ の 他 の 運 輸 業	業		107
倉 庫			108

(30 %)

(45 % + 25 %)
> 50 %

(評価会社の事業が
該当する業種目)

改正後	改正前
(5) (省略) (評価会社の1株当たりの配当金額等の計算) 183。 (1)、直前期末以前2年間におけるその会社の利益の年配当金額、直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金額を50円で除して計算した数によるものとする。(2)及び(3)において同じ。)。 (2) 「1株当たりの利益金額」は、 (その金額が負数のときは、0とする。)。ただし、<u>納税義務者の選択により</u>、直前期末以前2年間の各事業年度について、 (その合計額が負数のときは、0とする。)の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができる。 (3) (省略) (純資産価額) 185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、課税時期における各資産(商法(明治32年法律第48号)第241条第2項に規定する自己の株式(以下「自己株式」という。))を除く。186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の(1)及び186-3((評価会社が有す	(5) (同左) (評価会社の1株当たりの配当金額等の計算) 183。 (1)、直前期末以前2年間におけるその会社の利益の配当金額、直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金額を50円で除して計算した数によるものとする。<u>以下(2)及び(3)において同じ。</u>)。 (2) 「1株当たりの利益金額」は、 (その金額が欠損のときは、0とする。)。ただし、<u>その金額が、直前期末以前2年間の各事業年度について、 (その合計額が欠損のときは、0とする。)の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額を超える場合において、納税義務者が、その金額を直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額に相当する金額としたときは、その金額による</u>ことができる。 (3) (同左) (純資産価額) 185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額 の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価

改 正 後	改 正 前
る株式等の純資産価額の計算))において同じ。)をこの通達に定めるところにより評価した価額・・・・・・の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数(自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数によるものとする。186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。)で除して計算した金額とする。ただし、・・・・・・ ・評価会社の発行済株式数(188-3((評価会社が自己株式を有する場合の発行済株式数))から 188-5((議決権のない株式がある場合の発行済株式数等))までの定めにより発行済株式数から控除すべき株式がある場合には、当該株式の数を控除した株式数)の50%未満である場合においては、・・・・・・。 (注)・・・・・・、課税時期における発行済株式数であることに留意する。 (純資産価額計算上の負債) 186・・・・・・、次に掲げる金額は負債に含まれるものとする(次項及び186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。))。 (1)~(4) (省略) (評価差額に対する法人税額等に相当する金額) 186-2・・・・・・。 (1) (省略)	差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、・・・・・・ ・・・・・・評価会社の発行済株式数の50%未満である場合においては、・・・・・・。 (注)・・・・・・、課税時期における<u>実際の</u>発行済株式数であることに留意する。 (純資産価額計算上の負債) 186・・・・・・、次に掲げる金額は負債に含まれるものとする。 (1)~(4) (同左) (評価差額に対する法人税額等に相当する金額) 186-2・・・・・・。 (1) (同左)

改正後	改正前
(2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額（当該各資産の中に、<u>現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は商法第 352条の規定による株式の交換（以下この項において「株式交換」という。）若しくは商法第 364条の規定による株式の移転（以下この項において「株式移転」という。）により著しく低い価額で受け入れた株式（以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。）がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時に</u>において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額（以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。）を加算した価額）から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額 (注) 1 現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下(注) 1において「合併受入れ資産」という。）である場合において、・・・・・・・・・・。 2 上記(2)の「現物出資等受入れ差額」は、現物出資、<u>合併、株式交換又は株式移転の時に</u>において・・・・・・・・・・。 3 <u>上記(2)の</u>かっこ書における「現物出資等受入れ差額」の加算は、課税時期における相続税評価額による総資産価額に占める現物出資等受入れ資産の価額（課税時期においてこの通	(2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額（当該各資産のなかに、<u>現物出資又は合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下この項において「現物出資等受入れ資産」という。）がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資又は合併のときに</u>において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額（以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。）を加算した価額）から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額 (注) 1 現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下「合併受入れ資産」という。）である場合において、・・・・・・・・・・。 2 上記(2)の「現物出資等受入れ差額」は、現物出資<u>又は合併のときに</u>において・・・・・・・・・・。 3 <u>上記(2)の負債の金額の合計額は各負債の帳簿価額を基として計算するが、この場合、前項の定めにより負債に含まれるものとした金額を含むことに留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
達に定めるところにより評価した価額)の合計額の割合が20%以下である場合には、適用しない。 (評価会社が有する株式等の純資産価額の計算) 186-3。 なお、評価会社の各資産のうちに出資及び転換社債(197-5((転換社債の評価))の(3)のロに定めるものをいう。)のある場合についても、同様とする。 (注) 法人税額等に相当する金額を控除しない<u>ので</u>あるから留意する。 (同族株主以外の株主等が取得した株式の評価) 188-2 (注) 上記算式の「その株式に係る年配当金額」は 評価会社の直前期末における1株当たりの資本金の額の50円に対する倍数。	(評価会社が有する株式等の純資産価額の計算) 186-3。 なお、当該各資産のうちに出資及び転換社債(197-5((転換社債の評価))の(2)のハに定めるものをいう。)のある場合についても、同様とする。 (注) 法人税額等に相当する金額を控除しない<u>もの</u>であるから留意する。 (同族株主以外の株主等が取得した株式の評価) 188-2 (注) 1 上記算式の「その株式に係る年配当金額」は 評価会社の1株当たりの資本金の額の50円に対する倍数。 2 <u>上記算式により評価する場合において、1株当たりの券面額に直前期末における発行済株式数を乗じた金額が直前期末における資本金額と同額のと看には、183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))に準じて計算した1株当たりの実際の配当金額(その金額がその株式の券面額の5%未満の場合又は無配の場合には、券面額の5%に相当する金額とする。)を10%で除して計算した金額が上記算式により評価した金額と同額となるので、その計算によって評価しても差し支えない。</u>

改 正 後	改 正 前
(評価会社が自己株式を有する場合の発行済株式数) 188-3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、<u>評価会社が自己株式を有する場合には、評価会社の発行済株式数からその自己株式の株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。</u> <u>評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおける発行済株式数も、また同様とする。</u> (議決権を有しないこととされる株式がある場合の発行済株式数等) 188-4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、<u>評価会社の株主のうち商法第241条第3項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の株式の数は0とし、評価会社の発行済株式数からその議決権を有しないこととされる会社の有する評価会社の株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。</u> <u>評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。</u> (議決権のない株式がある場合の発行済株式数等) 188-5 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、<u>評価会社が商法第242条第1項前段に規定する議決権のない株式(以下この項において「議決権のない株式」という。)を発行しているときは、評価会社の株主の有する株式数から当該株主の有す</u>	(新設) (議決権を有しないこととされる株式がある場合の発行済株式数) 188-3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、<u>評価会社の株主のうち商法(明治32年法律第48号)第241条の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、評価会社の発行済株式数からその議決権を有しないこととされる会社の有する評価会社の株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。</u> <u>同条の規定によりその所有する株式につき議決権を有しないこととされる会社がある場合におけるその株式の発行会社について、評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。</u> (議決権のない株式がある場合の発行済株式数) 188-4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、<u>評価会社が商法(明治32年法律第48号)第242条に規定する議決権のない株式を発行しているときは、評価会社の発行済株式数から当該株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とす</u>

改 正 後	改 正 前
<u>る議決権のない株式の数を控除した数をもって当該株主の有する株式数とし、評価会社の発行済株式数から議決権のない株式の数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。ただし、当該控除を行わない場合において、評価会社の株主が取得した株式が188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないときは・・・・・・・・。</u> 評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。 <u>(注) 評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときには、議決権のない株式の数を控除して判定するが、当該控除を行わない場合において、評価会社の株主の同族関係者に該当することとなるときは、当該株主の同族関係者に該当するものとすることに留意する。</u> <u>(投資育成会社が株主である場合の同族株主等)</u> <u>188－6 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までについては、評価会社の株主のうちに投資育成会社(中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に基づいて設立された中小企業投資育成株式会社をいう。以下この項において同じ。)があるときは、次による。</u> <u>(1) 当該投資育成会社が同族株主(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族株主をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、当該投資育成会社以外に同族株主に該当する株主がいな</u> <u>い場合には、当該投資育成会社は同族株主に該当しないものとして適用する。</u>	る。ただし、当該控除を行わない場合において、評価会社の株主が取得した株式が同項に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないときは・・・・・・・・。 同条に規定する議決権のない株式の発行会社について、評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。 (新設)

改 正 後	改 正 前
(2) <u>当該投資育成会社が、中心的な同族株主（188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(2)に定める中心的な同族株主をいう。以下(2)において同じ。)又は中心的な株主（188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(4)に定める中心的な株主をいう。以下(2)において同じ。)に該当し、かつ、当該投資育成会社以外に中心的な同族株主又は中心的な株主に該当する株主がない場合には、当該投資育成会社は中心的な同族株主又は中心的な株主に該当しないものとして適用する。</u> (3) <u>上記(1)及び(2)において、評価会社の発行済株式数からその投資育成会社の有する評価会社の株式数を控除した数をその評価会社の発行済株式数とした場合に同族株主に該当することとなる者があるときは、その同族株主に該当することとなる者以外の株主が取得した株式については、上記(1)及び(2)にかかわらず、188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するものとする。</u> (特定の評価会社の株式) 189 なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、.、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社. (1) 比準要素数 1 の会社の株式 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))の(1)、(2)及び(3)に定める「1 株当たりの配当金額」、「1 株当たりの利益金額」及び「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金	(特定の評価会社の株式) 189 なお、評価会社が、次の(1)又は(2)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、.、その変動が次の(1)又は(2)に該当する評価会社.